

※処理事項	整理番号	事務所	法人番号	申告区分

受付印

平成 年 月 日 殿

※処理事項	発行年月日	確認印	申告年月日
			年 月 日

解散法人の所在地 (本府が支店等の場合は本店所在地と併記)	(電話)	従前の事業種目
(ふりがな)		資本金の額 又は出資金の額
解散法人の名称		資本金等の額
(ふりがな)		
清算人自署押印	經理責任者自署押印	

平成 年 月 日解散の 道府県民税特別税の 申告書 ※

事業税			道府県民税			
清算所得金額の総額	29	兆 十億 百万 千 円	法人税法の規定によって計算した法人税額	1	兆 十億 百万 千 円	
課税標準となる清算所得金額	30	0,0,0	法人税法第100条の規定による所得税額の控除額	2		
事業税額 (30 × $\frac{1}{100}$)	31	0,0	課税標準となる法人税額	3	0,0,0	
既に納付の確定した所得割額	清算業中年度各分	平成	0,0	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	4	0,0,0
	一又は引渡しの分配	平成	0,0	法人税割額(3)又は(4) × $\frac{1}{100}$	5	
		平成	0,0	利子割額の控除額(控除した金額(2))	6	
		平成	0,0	差引法人税割額	7	0,0
		平成	0,0	既に納付の確定した法人税割額		0,0
		平成	0,0			0,0
計	32	0,0			0,0	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した事業税額	33	0,0				
この申告により納付すべき事業税額	34	0,0				
地方法人特別税			計			
課税標準となる事業税額	35	兆 十億 百万 千 円	0,0	8	0,0	
地方法人特別税額 (35 × $\frac{1}{100}$)	36	0,0	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額	9	0,0	
既に納付の確定した地方法人特別税額	清算業中年度各分	平成	0,0	既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額(25)	10	0,0
	一又は引渡しの分配	平成	0,0	この申告により納付すべき法人税割額(7)-(8)-(9)+(10)	11	0,0
		平成	0,0	算定期間中において事務所等を有していた月数	12	月
		平成	0,0	円 × $\frac{12}{12}$	13	兆 十億 百万 千 円
		平成	0,0	既に納付の確定した当期分の均等割額	14	0,0
		平成	0,0	この申告により納付すべき均等割額 (13)-(14)	15	0,0
計	37	0,0	この申告により納付すべき道府県民税額 (11)+(15)	16	0,0	
この申告書が修正申告である場合は既に納付の確定した地方法人特別税額	38	0,0	東場京都市に⑤申告する算			
この申告により納付すべき地方法人特別税額	39	0,0	特別区分の課税標準額	17	0,0,0	
解散登記の日	平成 年 月 日		同上に対する税額	18		
残余財産確定の日	平成 年 月 日		市町村分の課税標準額	19	0,0,0	
この申告に係る残余財産分配又は引渡しの予定日	平成 年 月 日		同上に対する税額	20		
利子割額 (控除されるべき額)			利子割還付額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			
子割る額計に算	利子割額	21	兆 十億 百万 千 円	還付額	27	兆 十億 百万 千 円
	控除した金額 (5)と(21)のうち少ない額	22		利子割額	28	
	控除することができなかった金額 (21)-(22)	23		還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 支店
	既に還付を請求した利子割額	24		口座番号(普通・当座)		
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (24)-(23) (10)	25				
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	26		関与税理士署名押印		(電話)	

※処理事項	整理番号	事務所	法人番号	申告区分
発信年月日	通信日付印	確認印	申告年月日	年 月 日

受付印

平成 年 月 日 殿

※処理事項

解散法人の所在地 (本府が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話)

従前の事業種目

資本金の額 又は 出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)

資本金等の額

清算人自署押印 (印) 経理責任者自署押印 (印)

平成 年 月 日解散の 道府県民税の 申告書 ※

事業税				道府県民税			
清算所得金額の総額 (29)				法人税法の規定によって計算した法人税額 (1)			
課税標準となる清算所得金額 (30)				法人税法第100条の規定による所得税額の控除額 (2)			
事業税額 (30 × 1/100) (31)				課税標準となる法人税額 (1)+(2) (3)			
既に納付の確定した所得割額	平成	・	・	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 (4)			
	平成	・	・	法人税割額 (3)又は(4) × 1/100 (5)			
	平成	・	・	利子割額の控除額 (控除した金額 (2)) (6)			
	平成	・	・	差引法人税割額 (5) - (6) (7)			
	平成	・	・	既に納付の確定した法人税割額 (7)			
	平成	・	・	計 (8)			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した事業税額 (33)				この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額 (9)			
この申告により納付すべき事業税額 (31) - (32) - (33) (34)				既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (25) (10)			
地方法人特別税				この申告により納付すべき法人税割額 (7) - (8) - (9) + (10) (11)			
課税標準となる事業税額 (35)				均等割額 (12)			
地方法人特別税額 (35 × 1/100) (36)				円 × 12/12 (13)			
既に納付の確定した地方法人特別税額	平成	・	・	既に納付の確定した当期分の均等割額 (14)			
	平成	・	・	この申告により納付すべき均等割額 (13) - (14) (15)			
	平成	・	・	この申告により納付すべき道府県民税額 (11) + (15) (16)			
	平成	・	・	計 (17)			
この申告書が修正申告である場合は既に納付の確定した地方法人特別税額 (38)				東場京都市に⑤申告する算			
この申告により納付すべき地方法人特別税額 (36) - (37) - (38) (39)				特別区分の課税標準額 (17) × 100 (18)			
解散登記の日 平成 年 月 日				市町村分の課税標準額 (19) × 100 (19)			
残余財産確定の日 平成 年 月 日				同上に対する税額 (19) × 100 (20)			
この申告に係る残余財産分配又は引渡しの予定日 平成 年 月 日				利子割還付額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			
利子割額に算	利子割額 (控除されるべき額) (21)			還付額 (27)			
	控除した金額 (5)と(21)のうち少ない額 (22)			利子割額 (28)			
	控除することができなかった金額 (21) - (22) (23)			銀行 支店			
	既に還付を請求した利子割額 (24)			還付を受けようとする金融機関及び支払方法 (口座番号(普通・当座))			
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (24) - (23) (10) (25)			関与税理士署名押印 (印) (電話)			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 (26)							